

新居浜市ものづくり産業振興センター施設使用に関する遵守事項

(一社) 新居浜ものづくり人材育成協会

1. 開館日 原則：月曜日から金曜日
(祝日、お盆、地方祭、年末年始及びセンターが指定する日を除く)
2. 利用時間 午前9時～午後5時
3. 使用料金 料金表による占有時間料金(時間単位)とします。
占有時間が1時間未満の場合は1時間とみなします。
別途、消費税がかかります。
4. 使用の制限条項 (禁止事項) 当センターを使用しての営業、販売活動および新居浜ものづくり人材育成協会が不適と判断した行事はお断りすることがあります。
5. 駐車場 駐車場は15台分使用できます。それ以上必要な場合は要調整となりますのでご相談下さい。
6. 注意事項
 - 1) 全館禁煙です。
喫煙は、屋外指定場所にてお願い致します。(実習棟西)
 - 2) 会議室・講義室は、飲み物の持ち込みは可ですが食事は出来ません。
食事は、実習棟見学室を利用下さい。
 - 3) 避難が必要な事態が発生したときは、協会事務局の指示に従ってください。
 - 4) 使用料金は、実際の占有時間(準備から後片付けまで)により計算するため、開始および終了時には必ず事務所にお立ち寄り下さい。
 - 5) 利用者側の責任において施設・設備に損害が発生した場合には、賠償を求めます。
 - 6) 利用時間は厳守してください。
 - 7) センターの施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を現状に回復する(整理・整頓・清掃)とともに、その旨を協会事務局にお知らせください。